

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第213号-続報

今回のテーマ「最低賃金 2023 都道府県別-続報」について

情報通信 213 号続報です。下表は今年の地域別最低賃金に関する厚生労働省の報道発表資料です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34684.html

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている